

各所属長様

総務課長

令和4年度当初予算編成方針について（通知）

吉賀町予算事務規則第4条の規定により、次のとおり通知する。

1 日本経済の状況及び国の動向

昨年日本経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による大幅な下押しと、感染拡大防止を図りながら社会経済活動の水準の引き上げと抑制を繰り返すという未曾有の経験をした。一方、日本を含む主要先進国では、大規模な財政出動と緩和的な金融措置により、総需要の下支えを図っている。

そのような中、国は、新型コロナウイルス感染症拡大に対し、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進していくとともに、経済の好循環を加速・拡大させるため、事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期すとしている。また、グリーン社会の実現、官民挙げたデジタル化の加速、活力ある地方創り、子ども・子育てへの重点的な資源配分を行うとともに、地方財政改革及び地方財政の「見える化」改革を引き続き推進し、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻すとしている。

2 吉賀町の財政状況及び今後の財政見通し

本町の財政状況は、令和2年度決算を見ると、財政の健全性を示す健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化判断基準を下回っているが、公債費の増加により将来負担比率や実質公債費比率は悪化傾向にある。

地方債残高については、平成27年度末の71.6億円から令和2年度では83.6億円と増加しており、公債費も平成27年度の7.4億円から令和2年度では8.2億円（いずれも繰上償還は除く）と増加している。一方、基金残高は0.3億円減の28.1億円となった。

本町の歳入は、地方交付税や町債に大きく依存しており、令和4年度も新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気悪化の影響により、町税収入も影響を受ける見込みである。

歳出は、公債費の増加（令和4年度8.9億円（前年度比0.7億円増））、高齢化の進展による医療・介護等の社会保障関連経費の増加や公共施設等の老

朽化に伴う改修・更新、修繕等の歳出増要因もあり、令和2年度中期財政計画推計では、令和4年度当初予算で約3億円の財源不足が見込まれる。また、頻発する各種災害対応などの突発的な財政需要により、厳しい財政運営が見込まれる。

令和4年度だけでなく、今後数年間にわたり厳しい財政状況が見込まれるため、一層の行財政改革が求められている。職員一人ひとりが現状を認識し、財源不足の解消に向けて積極的に取り組む必要がある。

3 予算編成の基本的な考え方

- (1) 平成29年6月に策定した本町のまちづくりの最上位計画である「第2次吉賀町まちづくり計画」に定めた「3つの柱」と「5つの方向」及び行財政対策の基本目標を実現するための事業とする。
- (2) 令和3年度中に策定される「第2期吉賀町総合戦略」の基本理念「子どもを育み、子どもと共に発展するまちを目指して」を実現するための事業とする。
- (3) 令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする「第4次吉賀町行政改革計画・財政健全化計画」に基づき、持続可能で安定的な行政運営の確立を目指し、不断の取組を進め確かな行財政基盤を確立するための事業とする。
- (4) 「吉賀町公共施設等総合管理計画」に定めた「3つの基本原則」と「7つの管理に関する基本的な方針」を踏まえ、公共施設等の最適な配置、施設のあり方、更新費用や維持管理経費等の財政負担の軽減・平準化を図るための事業とする。
- (5) 「各会計決算審査意見書」、「決算審査特別委員会審査報告書」にて提言のあった指摘事項、改善を検討すべき事項等について、確認し、予算化（事業化）の検討を行うこと。
- (6) 当初予算編成は、持続可能な財政を維持するための基金残高を確保し、財政の健全化を高めるための新規町債発行額（普通建設事業費）の抑制に取り組むこととする。

4 予算編成の具体的な取組

(1) 総括的事項

- ① 当初予算はその会計年度における全ての歳入・歳出の見積りである。

よって、補正予算については、当初予算の段階で想定し得なかった制度改正、災害、施設・設備の破損、給与改定等に限り措置することとしているため、当初予算の要求にあたっては、事務事業の内容及び年間スケジュールを十分に精査し見積もること。

- ② ここ数年、予算流用が増加傾向にあり、その要因として要求に関する精査が不十分であるとの指摘がある。流用処理を必要最小限とするため、前年度予算額のみならず、執行状況や事務事業の内容を精査した予算積算に努めること。

(2) 歳入に関する事項

町税等の自主財源の大幅な伸びが期待できない経済状況下においては、国・県補助金等を積極的に活用しつつ、将来の財政負担も見据えた町債発行等による安定的な財政運営を行う必要がある。

事業を実施するためには、その財源が必要であるということを職員一人ひとりが常に意識しながら、事業の構築にあたっては歳入確保を念頭に置くよう努めること。

① 一般財源

町税及び地方譲与税を始めとする一般財源については、財政運営上の根幹をなすものであることから、今後の経済情勢及び国の制度改正など動向を見据えながら、的確な収入見込額を算定すること。

また、所管する土地等の未利用財産は、自主財源を確保するため、金額の多寡にかかわらず処分を積極的に検討し、可能なものは早急に処分すること。

② 特定財源（町債を除く）

当初予算編成における一般財源には限りがあることから、積極的な特定財源の確保に努めることとし、国・県補助金をはじめ各種団体等の助成金等について、積極的な活用を図ること。

なお、財源が確保できない事業については、原則、予算要求が認められないものとする。

使用料・手数料については、これまでの実績を踏えながら的確な収入見込額を算定すること。

③ その他（収納対策関連）

町税をはじめとした歳入金については、負担の公平性の観点等から、それぞれの歳入金の性格に応じ、課税客体等の完全捕捉や滞納整理の強化に努め、収納向上に特段の意を用いることより、歳入確保を積極的に図ること。

また、租税債権等について適正な徴収率目標を定め、目標達成に向けた取組強化を図ること。

(3) 歳出に関する事項

厳しい財政状況の中、限られた財源を有効活用する必要があることから、既存事業については、事業目的や成果目標に照らしながらゼロベースから検証し、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、費用対効果の低い事業等は、廃止や再構築を前提に重点的に見直しを行うこと。

新規・拡充事業については、財源の確保（国県補助等）が原則であり、これまでの取組や将来の財政需要を検証し、必要性や事業効果、さらに後年度負担等についても十分検討した上で、下記の「事業区分」ごとに予算要求を行うこと。ただし、令和4年度からの実施が既に町の方針として決定している事業については、所要見込額により要求すること。

<事業区分>

① **義務的経費**：ランニングコスト等経常的経費

法令等による実施義務が認められる事業は所要見込額とする。

② **政策的経費**：普通建設事業等臨時的経費

事業内容の精査を行い、可能な限り事業費を圧縮し、町債及び一般財源の抑制に努めること。

③ **地方創生・総合戦略事業経費**

今年度に策定される第2期総合戦略は、事業見直しの機会となる。事業内容の精査を行い、費用対効果の低い事業等は、廃止や再構築を前提に重点的に見直しを行うこと。

④ **新型コロナウイルス感染症対応経費**

見通しを持つことが困難であるため、現時点で予見可能な範囲で要求すること。なお、補正予算措置等が必要な場合は、適宜対応する。

・性質別個別事項

① 負担金、補助及び交付金の見直しについて

補助金については、一旦創設されると、その効果等が十分に評価・検証されないまま継続され、長期化・固定化するという課題がある。予算要求にあたっては、「内容が似たような制度がないか整理し、他の補助金との統合や、現補助金の廃止・削減（スクラップ&ビルド）」、あるいは、「歳出削減や別の歳入確保により、事業化に見合う財源の確保」、また「補助金の終期を設定し、終期が到来したら見直しの方針（サンセット方式）」を十分検討すること。

なお、各課での見直し検討状況は、別途各課で作成する補助金見直しチェックシートにて、予算査定を行うこととする。

② 物件費

物件費のうち、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、交際費については、事業の見直しも含め、十分に精査をし、節減に努め

ること。なお、義務的経費区分の物件費は、前年度当初予算額の1.5%減とし、要求にあたっては、課内での調整を図りたいこと。

令和3年度所属課別物件費予算積算額（義務的経費）（単位：千円）

所 属 課	予算積算額	所 属 課	予算積算額
議 会 事 務 局	5,801	柿 木 地 域 振 興 室	11,552
総 務 課	165,379	産 業 課	10,504
企 画 課	76,060	建 設 水 道 課	28,432
税 務 住 民 課	54,560	教 育 委 員 会	206,702
保 健 福 祉 課	120,306	合 計	679,296

※物件費のうち、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、交際費の集計額。なお、費用弁償（会計年度任用職員）、配当替郵券料、各種保険料は上記から控除している。

郵券料は、別途総務課から照会を行うので、予算要求入力は不要であること。ただし、補助事業対象の場合は、従前どおり必要額を計上すること。

備品購入費は、特別の事情があるもの以外は、原則として認めないが、財源のあるもの、新規事業に伴うもの及び事務改善により必要となるものは、必要最小限を要求すること。

4 今後のスケジュール等

(1) 要求入力期間 令和3年10月15日（金）～11月15日（月）

(2) 各課調整期間 11月16日（火）～24日（水）

(3) 予算査定期間 12月 1日（水）～12月下旬
副町長・総務課長・財政担当ヒアリング

令和4年1月上旬：町長査定

(4) 予算調整期間 1月中旬～2月上旬

(5) 議会提出 2月中旬